

令和元年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月10日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和元年12月10日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第80号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第81号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第82号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第83号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第87号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議につい
て

2. 事前質疑

- (1) 市議会議員選挙公報について
- (2) 市職員等におけるマイナンバーカード取得状況について
- (3) 令和2年以降の年末調整手続きの電子化に向けた取り組みについて

3. 報告事項

- (1) 可児御嵩IC隣接流通・工業団地開発事業について
- (2) 総合戦略について

4. 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員 (7名)

委 員 長	大 平 伸 二	副 委 員 長	勝 野 正 規
委 員	林 則 夫	委 員	山 根 一 男
委 員	天 羽 良 明	委 員	山 田 喜 弘
委 員	板 津 博 之		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
選挙管理委員会書記長	田 上 元 一	観光経済部長	渡 辺 達 也
企画部担当部長	坪 内 豊	総務課長	宮 崎 卓 也
総合政策課長	肥 田 光 久	企業誘致課長	高 井 美 樹
企業誘致課主幹	小 池 祐 功		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏 宏	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	山 口 紀 子	議会事務局 書 記	林 桂 太 郎

○委員長（大平伸二君） それでは、ただいまから総務企画委員会を開会します。

なお発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに議案第80号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） おはようございます。本日の付託案件は、全て秘書課所管でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料番号1. 議案書の3ページ。それから資料番号4. 提出議案説明書の1ページをお願いいたします。

議案第80号についてです。

改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の特定任期付職員の期末手当の支給率及び給料表を改定するものです。

本年の人事院勧告の主な概要は、11月21日の議会全員協議会において御説明申し上げておりますので、省略をさせていただきます。

この条例に規定する一般職の特定任期付職員とは、高度な専門的知識、経験またはすぐれた見識を有する者を、その者が有する当該高度な専門的知識またはすぐれた見識を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合に採用する職員を指しますが、本市におきましては現在これに該当する職員はおりません。

第9条第2項で、特定任期付職員に6月と12月に支給する期末手当の支給率をそれぞれ0.025月分引き上げ、改定前の「100分の167.5」、1.675月分から「100分の170」、1.7月分とします。

また、第7条で定める給料表、別表でございますが、別表の1号給の給料月額を1,000円引き上げるものでございます。

施行日は令和2年4月1日です。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それでは、これから質疑を受けようと思います。

質疑はございませんか。

○委員（板津博之君） 今、該当する特定任期付職員は当市にはいないということですが、今後採用するというような御予定はございますでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 特定任期付職員として想定されております職種が、例えば弁護士ですとか、それから公認会計士、それから大学の教員等、そうした高度な専門的知識、経験を有する者を市の一定の業務につかせるということなので、現在のところそうした職種を採用する予定はございません。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、討論を終了します。

これより議案第 80 号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 80 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 5 ページ、提出議案説明書は同じく 1 ページです。

議案第 81 号についてです。

改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当の支給率を年間 0.05 月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げるものです。

第 1 条において条例第 4 条第 2 項を改正し、12 月の期末手当の支給率を 100 分の 222.5、2.225 月分から 100 分の 227.5、2.275 月に 0.05 月分引き上げ、年 4.5 月分とします。

この第 1 条は、6 ページの附則第 2 項で令和元年 12 月 1 日から適用することを規定します。

第 2 条におきましては、引き上げる 0.05 月分を 6 月と 12 月の期末手当に平準化し、どちらも 100 分の 225、2.25 月分、年 4.5 月分とします。

この第 2 条は、同じく 6 ページの附則第 1 項で令和 2 年 4 月 1 日から施行することを規定します。

附則第 3 項では、改正前の条例に基づき支給する今年 12 月の期末手当を、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定します。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第 81 号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、討論も終了させていただきます。

これより議案第 81 号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 81 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 82 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書は 7 ページ、提出議案説明書は同じく 2 ページです。

議案第 82 号についてです。

改正趣旨は、市議会議員と同様に国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当の支給率を年間 0.05 月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げるものです。

支給率、施行期日等は議案第 81 号で御説明した市議会議員の期末手当の改正内容と同じでございます。

第 1 条において条例第 5 条第 2 項を改正し、12 月の期末手当の支給率を 100 分の 222.5 から 100 分の 227.5 に 0.05 月分引き上げ、年 4.5 月とします。

この第 1 条は、8 ページの附則第 2 項で令和元年 12 月 1 日から適用することを規定します。

第 2 条においては、引き上げる 0.05 月分を 6 月と 12 月の期末手当に平準化し、どちらも 100 分の 225、2.25 月分、年 4.5 月分とします。

この第 2 条は、同じく 8 ページの附則第 1 項で令和 2 年 4 月 1 日から施行することを規定します。

附則第 3 項では、改正前の条例に基づき支給する 12 月の期末手当を、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定します。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございました。

これより議案第 82 号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは討論を終了します。

これより議案第 82 号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員でございます。よって、議案第 82 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 83 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 9 ページ、提出議案説明書は同じく 2 ページをお願いいたします。

議案第 83 号についてです。

改正趣旨は、国家公務員の給与改定に準じて一般職職員の勤勉手当の支給率、給料表及び住居手当を改正するものです。

第 1 条で、第 22 条第 2 項第 1 号の勤勉手当を国家公務員に準じ、12 月の勤勉手当を 100 分の 92.5、0.925 月分を 0.05 月引き上げ、100 分の 97.5、0.975 月分とします。

なお、特定管理職員、これは部長級課長級職員ですが、これについては 100 分の 117.5、1.175 月分とします。

10 ページをお願いします。

第 2 条で給料表、別表第 1 から別表第 3 までを改正します。

別表は 13 ページから 15 ページが行政職給料表、16 ページから 19 ページが医療職給料表、20 ページから 23 ページが福祉職給料表です。

改定によりまして、行政職では大卒の初任給を 1,500 円引き上げ、18 万 2,200 円、高卒初任給を 2,000 円引き上げ、15 万 600 円になります。

また、これを踏まえまして、その他の職種を含め若年層の職員の給料を引き上げます。これにより、給料表については平均 0.1%の引き上げとなります。

なお、第 1 条、第 2 条の規定は 11 ページの附則第 1 条第 2 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日から適用します。

第 3 条で、住居手当について、第 12 条の 3 第 1 項で支給対象となる家賃額の下限を月額「1 万 2,000 円」から 4,000 円引き上げ、「1 万 6,000 円」とします。

第 2 項では、住居手当額の上限を月額 1,000 円引き上げます。この改定により、住居手当額の最高額は月額 2 万 8,000 円となります。

第22条第2項第1号では、勤勉手当について、令和2年度は今回引き上げる0.05月分を平準化し、6月期と12月期どちらも100分の95、0.95月分、特定管理職員は100分の115、1.15月分とすることを規定します。

第3条の規定は、11ページの附則第1条第1項で令和2年4月1日から施行します。

附則第2条では、改正前の条例に基づき支給された給与を、改正後の条例の規定に基づき支給する給与の内払いとみなすことを規定します。

附則第3条では、住居手当の改正による職員の負担を軽減するための経過措置として、住居手当支給額が月2,000円を超える減額となる職員につきましては、令和2年度1年間に限り、2,000円の減額までに留めることを規定します。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第83号に対する質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） わかる範囲内で結構ですけれども、住居手当の改定があるわけですが、該当する職員というのはどれほどおられて、今後住居手当の改定があって、試算していくとどうなっていくかというのはおわかりになりますか。

○市長公室長（酒向博英君） 住居手当の支給を受けている職員は10月現在で74人おります。試算しますと、改正後に現在の月額から減額となる職員が47人、増額となる職員が27人という試算になっております。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（山根一男君） 今の説明で、27人増額という中に、新たにという方はいらっしゃるわけですか、何人かは。

○市長公室長（酒向博英君） この試算は、現在住居手当を受けている職員について試算したものですので、新たに今後住居手当を受ける職員については、その家賃額によってこの条例に規定したもので計算をして決定するということになります。

○委員（山根一男君） 私の理解では、従来は1万2,000円を超える人にしか家賃補助が出なかったということではなくてですか。それを1万6,000円に増額するということではないですか。

○市長公室長（酒向博英君） 済みません、私の理解が。

新たにというのは、今回の改正で今まで住居手当がもらえなかった人がもらえるような人がいるかということであれば、そういう職員はおりません。今現在の職員はそれ以上の家賃を払っているということでございます。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、続いて討論を行いたいと思います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もございませんので、それでは討論を終了とします。

これより議案第 83 号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 83 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 87 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 議案書の 27 ページ、提出議案説明書は 3 ページをお願いします。

現在ございます 5 つの農業共済組合につきましては、令和 2 年 4 月 1 日に県下全域を対象とした農業共済組合を設立するため、構成団体において解散に向けた手続が進められており、可児市議会におきましても、9 月議会で中濃地域農業共済組合の解散に関する議決をいただいております。

この協議は、これに関連し、令和 2 年 3 月 31 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退すること並びに岐阜県市町村職員退職手当組合同約を変更することを協議するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の一部改正は、脱退に伴い構成団体から 3 つの組合を削除するものです。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

これより議案第 87 号に対する質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） 農業共済組合から脱退するということになると、退職金というのは長いスパンだとふえていくんですけども、こういう人たちはその退職手当の関係はどういうふう処理されていくんでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） 解散します県内の 5 つの組合は、令和 2 年 4 月 1 日から岐阜県農業共済組合として 1 県 1 組合体制になるということは御案内のとおりでございます。

この退職手当について、中濃地域農業共済組合に確認しましたところ、身分が変更となる職員につきましては、3 月 31 日の解散時に岐阜県市町村職員退職手当組合からこれまでの勤務に応じた退職手当を受給し、それから 4 月からは新しく構成となる岐阜県農業共済組合が、その上部団体である全国農業共済組合連合会に退職手当組合負担金を支払っていくことになるということを確認しております。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もございませんので、それでは質疑を終了とします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第 87 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 87 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日の審査は、案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 23 分

再開 午前 9 時 24 分

○委員長（大平伸二君） それでは、再開いたします。

本日の議題の 2 番目の項目に入ります。

事前質疑、市議会議員選挙公報についてを議題といたします。

質問者の山田委員、質問事項の説明をよろしくお願いします。

○委員（山田喜弘君） なら、1 つずつお聞きしていきたいと思えます。

市議会議員選挙公報について、岐阜市市議会議員選挙の公報同様、希望者には氏名欄に政党の公認や推薦などの文字及びシンボルマーク等を記載できるようにしてはどうか。

○委員長（大平伸二君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総務課長（宮崎卓也君） 選挙公報の記載ルールにつきましては、法令で詳細に規定されているというわけではございません。そのため、各市町村選挙管理委員会が独自に定めておきまして、岐阜市のように可児市とは異なるルールで運用している市町村もございます。

可児市においては、選挙公報はまず第一に有権者にわかりやすいということ、そして各候補者に公平であるということの基本を基本といたしまして、選挙公報の発行に関する条例、施行規定で具体的に定めておきまして、この運用ルールに従いまして、以前より政党等のシンボルマークや公認、推薦等の表示については氏名等の欄への記載を認めておりませんでした。なお、政見等の欄におきましては、基本的には自由記載でございますので、そちらの欄にこれ

までも政党等のシンボルマークなどを記入していただくことは可能でございました。

今後につきましては、有権者にわかりやすく、各候補者に公平であるという趣旨を踏まえつつ、よりよい選挙公報に改善してまいりたいというふうには考えておりますので、山田委員からの御質問の政党等のシンボルマークや公認、推薦等の表示につきましても、次回市長選挙までに選挙公報全体の改善の中で検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） 質疑はありますか。

○委員（山田喜弘君） しっかり検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（大平伸二君） ほかに、今の質疑に対して質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、2番目の市職員等におけるマイナンバーカード取得状況についてを議題とします。

質問者の山田委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 本年 10 月末における市職員等のマイナンバーカードの取得・申請状況を教えてください。

○市長公室長（酒向博英君） 10 月末時点の職員及びその被扶養者の取得状況についてお答えします。

職員は対象者 554 人のうち取得者は 94 人で、取得率は 17%となっています。また、この取得済みを含めた申請済み者は 316 人で、申請率は 57%でございます。御参考までに申し上げますと、6 月末の取得率は 13.3%ですので、この申請率と比較しますと 44 ポイント強ふえているということになります。

次に、被扶養者につきましては、対象者 454 人のうち取得者は 50 人で、取得率は 11%、また取得済みを含む申請者数は 202 人で、申請率は 44.5%という数字になっております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 質疑ございませんか。

○委員（山田喜弘君） 今後、取得及び申請についてどのようにしていかれるのかだけお答えいただければ。

○市長公室長（酒向博英君） このマイナンバーの取得につきましては、骨太の方針で位置づけられて国からの要請もありますので、国家公務員、地方公務員を問わず積極的な推進をしていくということになっております。

今、可児市役所内におきましても、職員にはこれは決して強制ではないんですが、1つは保険証のかわり、令和 3 年から共済組合の保険証として使われるようになることが予定されていることと、もう一つは、今後一般市民の方の申請が集中すると、市民課の窓口が非常に混雑をいたしますので、市職員として先行して取るということをお願いしているところでございます。

この趣旨を庁議等で話して理解をもらいながら、職員として積極的に推進していただきたいということは呼びかけているところでございますし、あと今年度、12 月末と 3 月末の時点で

国へ取得率の報告をすることになっておりますので、また数値等を見ながら、庁内においても徹底していきたいというふうに思います。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） 1つだけ。窓口混雑のために、市職員に何か言っていることはありますか。

○市長公室長（酒向博英君） 申請をして、通知が来た職員が市民課の窓口へ交付を受けに行くんですが、そのときは当日の朝、あらかじめ市民課のほうへ連絡をして、時間等、あいた時間を確認した上で行くようにということを市民課のほうと調整をして、今そういう対応をしております。

○副委員長（勝野正規君） 議員の取得率ってわかりますか。わかりませんよね。

○市長公室長（酒向博英君） 申しわけありません。承知しておりません。

○委員長（大平伸二君） ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、3番目の令和2年以降の年末調整手続の電子化に向けた取り組みについてを議題とします。

質問者の山田委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） では、平成30年度税制改正により、令和2年分の年末調整から生命保険料控除など証明書等について勤務先への電子データによる提供が手当てされたことなどを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施される。電子化には、事業者はシステムの改修が必要となるが、電子化に向けた対応の予定はあるのでしょうか。

○委員長（大平伸二君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） 年末調整手続の電子化について、国税庁のホームページには山田委員も御承知のとおり、そのメリットとして、現在行っている従業員の手書きによる手続が省略できることや、勤務先にとってはデータを給与システムにインポートすることにより、控除額の検算は不要となり、また添付書類の確認に要する事務の削減や書類の保管に要するコストの削減などが示されております。

ただ、御案内のとおり、電子化をする場合は給与システムの改修等が必要となってまいりますので、今後はシステムの委託先である岐阜県市町村行政情報センターに確認しながら課題や対応等を整理するとともに、他の自治体等の状況も注視し、実施についての判断をしていくことになるというふうに考えております。以上です。

○委員長（大平伸二君） この件に関しての質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 34 分

再開 午前 9 時 37 分

○委員長（大平伸二君） そろわれたようですので、会議を再開します。

報告事項 1.（仮）可児御嵩インターチェンジ隣接流通・工業団地開発事業についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（渡辺達也君） それでは、観光経済部のほうから報告させていただきます。

その前に、ちょっと訂正をお願いします。

協議題のかがみでございしますが、3番目の報告事項で、可児御嵩インター隣接流通の前に仮称の（仮）がございしますが、これは抹消していただきますようにお願いします。仮はなしということで、これは予算事業名が書いてありまして、予算事業は普通は仮称はつきませんので、将来的には正式なこの団地の名前がつくと思いますが、ここは予算事業名ということで御承知おきいただきたいと思います。

それでは、報告させていただきます。

さきの予算決算委員会におきまして、3月議会に可児御嵩インターチェンジ隣接流通・工業団地開発事業に関する特別会計設置条例の上程を予定している旨の御報告をさせていただきましたが、本委員会では、可児御嵩インターチェンジ隣接流通・工業団地開発事業を令和2年度より新規事業として立ち上げ、予算計上をしていくことについて、平成30年12月議会補正予算を御承認いただきました基本設計等委託に関する成果及び地元調整等の状況報告をもとに、企業誘致課長及び工業団地造成担当主幹より、それぞれ御報告いたしますのでよろしく願いいたします。

○企業誘致課長（高井美樹君） それでは、お手元資料2のつづりにおいて、順次説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、資料2の1ページ目でございます。

該当地、この事業につきましては、平成31年2月開催の建設市民委員会において概略を説明させていただいておりますけれども、以降各種委託調査及び地元の調整を進めてまいりました。改めて、過去の経緯も含めて御説明をいたしたいと思います。

済みません、まず該当地のほうです。事業予定地は東海環状自動車道ですね、南北、それから可児御嵩インターチェンジ、国道21号バイパス、それから県道多治見八百津線、名鉄広見線に囲まれた可児市柿田、平貝戸、湊之上、御嵩町、神戸地区の約17ヘクタールの計画予定地でございます。

2番の経緯につきましては御承知のこととは思いますが、時は30年ほどさかのぼった東海環状自動車道の計画が決定してから、この広見東地区のまちづくりが始まったと言えます。道路開通5年前の平成12年には、広見東部地区のまちづくりルールが作成されま

した。そのときに、該当地は一団でまとまった土地利用を目指そうという箇所に位置づけられています。道路開通後の平成 21 年には、法的拘束力を持つ広見東部地域特定用途制限地域の指定もしております。一団でまとまってこの地域の土地利用をしていこうということで、今日に至った地域であるということでございます。

途中、平成 24 年にイオンモールが出店をしたいという話が持ち上がりましたけれども、残念ながら事業者の都合によって計画がストップいたしました。その時点では、既に約 80 名を超える地権者によります開発委員会が組織されておりまして、以降、市と開発委員会で土地の有効活用であったり、まちづくりについて協働で検討をしまいいりました。その中で、区画整理の可能性であったり、亜炭層のボーリング調査、埋蔵文化財調査等を行ってきたわけでございます。この部分につきましては、平成 30 年 9 月に建設市民委員会において御報告をさせていただいているところでございます。

そのときに、私ども観光経済部といたしましては、当時可茂地域、東濃地域の中で工業用地が大変少なくなっている状況でした。そんな中で、県の委託事業で工業団地可能性調査というものがあったので、これに手を挙げて採択をいただきましたので、この可能性調査を県のほうでやっていただいて、その結果を平成 30 年 6 月、地元の開発委員会に土地の全買収を前提に一団の土地を工業団地として有効活用する旨の提案をしたところでございます。

この提案を受けまして、地権者アンケートが実施されました。9 割の賛同を受けて、事業推進をしてほしいという旨の要望書が開発委員会より市のほうに提出されたものでございます。現在、基本設計もおおむね最終段階に入っております。1 年弱をあけまして地元調整を続け、家屋移転者への補償、その他事業判断を左右するような課題が、おおむね解決してきたというところの判断をできる状況まで全体が煮詰まってまいりました。

現状の詳細につきましては、小池工業団地開発担当主幹より御説明申し上げます。

○企業誘致課主幹（小池祐功君） それでは、続きまして 3 番の地権者等の概要及び現状について、個人情報保護範囲内で報告いたしますのでよろしく申し上げます。

この事業の開発面積は、約 17.4 ヘクタールでございます。公的な土地を除くと、買い取りが必要な民有地は約 15 ヘクタールでございます。地権者の数は 12 月現在で 86 名です。地目から見ますと、95%を超える土地が農業振興地域の農用地となっており、その他雑種地と宅地でございます。

補償物件につきましては、住居として住んでみえる方の補償が 4 件、その他倉庫、納屋、小屋等を合わせて 12 件ほどございます。

地権者の意向としましては、農振農用地をお持ちの地権者を対象に、ことしの 6 月に地元協議会が主催で地区別の座談会を開催し、市より事業化の条件や事業の内容、買い取りの要件などをお話ししました。あわせて、地権者の意向調査も行ったところでございます。

意向調査の結果は、95%を超える方に同意をもらったところでございます。しかし、一部条件付きの賛成の方や、家屋移転者につきましては補償額の提示がないとなかなか判断できないといった課題もございました。

この事業は、通常の道路や公共施設をつくるような公共事業には当たらず、用地買収及び補償に当たり土地収用法というものが適用されません。よって、任意買収のみで、最終的な強制執行はできない状況でございます。また、工業団地という事業の性格上、歯抜けの状態では事業者に分譲ができませんので、地権者全ての買い取りというものが絶対の条件になると考えております。

これらより、その後可能な限りの縮減を検討して総事業費を精査すると同時に、事業の決定を大きく左右する家屋移転者の方の承諾、また条件つきで賛成された地権者への対応を行い、いずれも現在承諾を取りつけたところでございます。また、農振農用地の買い取り単価については、不動産鑑定士の評価額をもって市の価額審議会で決定を受けた単価を役員会に提示し、承諾を取りつけたところでございます。

これらの結果をもとに庁内協議を経て、この 12 月の庁議において最終的に事業化を決定いたしました。今後 12 月末に、地権者に単価発表を含めた事業の説明を行う計画でございます。

続きまして、4 番の事業の概要について御説明いたします。

資料 1 の平面図をごらんください。

工業団地の造成は、現状を大きく変えないことを基本として計画し、区画道路及び分譲地は排水勾配等の関係により、現状より全体的に 1 メーターほど、また高い箇所では 2 メーター程度の盛り土となります。その埋め立てをする土量は約 18 万立米となり、コスト縮減の観点より購入土を避け、令和 2 年より始まる東海自動車道付加車線トンネル工事及びリニア中央新幹線からの搬出土を予定しており、現在調整を進めているところでございます。

団地内道路は、おおむね全線幅員 9.5 メーター、片歩道 2.5 メーターつきでございます。全延長は約 1,700 メーターでございます。出入りは国道 21 号より 2 カ所設けます。特に東側につきましては、国道 21 号線の可児ッテの交差点から御嵩町との行政界を挟んで町道に重複認定をかけ、拡幅を行い、団地内に入出入りするアプローチ道路として改良していく計画でございます。なお、県道と接する西側の住宅部からの工業団地への出入りは制限いたします。

排水については、基本現況の瀬田大排水路を利用し、可児川に排水するように計画し、可児川手前の名鉄のアンダー部分がかなり狭小のネック点となるため、排水量を調節するために、南面全体及び北西部に、平面図を見ていただければわかると思いますが、合計約 2.4 ヘクタールの大規模な調整池がどうしても必要となってきます。

工区は、現在のところ東西で 2 工区に分け、西側を第一工区、東側を第二工区として工事を行い、埋蔵文化財の発掘本調査を先行して、調査終了次第、順次工事を実施していく計画でございます。

分譲の区割りにつきましては、原則当初から細かい区割りを行うのではなく、同時に進める予定でございます企業誘致と合わせながら、事業者の要求に柔軟に対応できるように、大ぶりの区画として計画しているところでございます。

○企業誘致課長（高井美樹君）　続きまして、5番、事業費について御説明申し上げます。

資料はお手元、3枚目の右肩上に資料2と書いてある可児御嵩IC隣接流通・工業団地開発事業費概算についてというものを中心に御説明をいたします。

総事業費につきましては、46億円を想定しております。詳細設計費等で約9,000万円、用地家屋等補償費は該当地のほとんどが農地というようなこともあり、全体事業費の半分近い22億円という大きな額となっています。

工事費につきましては、先ほど申し上げました可児ツテからのアプローチ道路等の区域外道路、それから上下水道の工事費等を含めまして18.5億円を想定しておりますが、亜炭層採掘跡、空洞等が国道21号バイパス沿いに少し懸念される部分がございます。もし、発見されたような場合は、その費用が別途必要となってまいります。なお、平成29年にボーリング調査を当該地で行っておりますけれども、そのときにはそういったものの空洞は発見されておられません。

宅地転用をして土地利用をするというようなことから、下水道の負担金というものも発生いたします。これが大きな額として6,000万円、さらに平成29年度に実施いたしました埋蔵文化財の試掘調査によって、地域内に約2ヘクタールの包蔵地が指定されております。それにプラス、御嵩町の方もあるわけなんですけれども、これの調査費に約4億円というような額が乗っかってくるというような支出の想定をしております。

収入につきましては中ほどでございます。

更地分譲ができます面積が、調整池、それから道路等を省きますと約12ヘクタールというようなこととなりますので、この売却益の想定額が約38億円を予定しております。残念ながら、この差額につきましては下記にありますとおりマイナス8億円というようなことになってまいりますけれども、まず売却単価につきましては、柿田の工業団地が坪約9万円ほど、それから二野工業団地が大体10万円から10万5,000円というようなことでやっておりますので、インターチェンジ隣接の好立地という条件を加味いたしまして、今回はこの10万5,000円、できる限り低い形のところで試算をして、10万5,000円というような試算をしております。もし、この10万5,000円よりもよい条件で販売ができるようになってくれば収入増につながってくると。また、先ほど図面でごらんいただきました緑地部分であったり、調整池の部分でも、一部企業に買い取っていただいても問題ないようなところがございます。こういったところが交渉で成立してもらえれば、さらに収入増というようなこととなります。試算段階では、できる限り厳しい数値を持って、今回資料を出しておるところでございます。

財源につきましては、3月議会に特別会計の条例を提案させていただくわけですが、こういったものを設置して起債等の借り入れを38億円ほど予定しております。返済は10年間というようなものでございます。借り入れに当たりましては、国が求めております経営戦略計画等を策定いたしまして、まずこの事業の歳入歳出を5年間計画でお示しをしていくという予定でございます。なお、差額分につきましては、埋蔵文化財の約4億円、それから道路

施設、中央幹線道が公共道路として通り抜け等もできるような道路になってくるということも含めまして、公共性の高い項目を中心に一般会計、支出なり特別会計に繰り入れて対応していこうというふうに考えております。現時点で、借り入れの利息分についてはまだここには含めておりません。ただ、全体としてマイナスということでもありますので、少しでもこの差額分を圧縮するべく、以降も鋭意努力をしております。

さきに申し上げましたとおり、30年前から取り組んでまいりました広見東地域のまちづくりの集大成となるものでございます。また、東海環状自動車道の専用道路であったり、インターチェンジ、それから国道21号バイパス、県道等、この柿田地域には大変大きな公共投資がされてきたわけです。この投資に見合うだけの効果を出すことが可児市行政の大きな使命であるというふうに考えております。将来に向けて投資をしております、この投資というものにつきましては、固定資産税、それから法人市民税、雇用創出による従業員の移住・定住等による波及効果によって税増収となって市に返ってくるものというふうに考えております。以上です。

○企業誘致課主幹（小池祐功君） それでは、続きまして6番の開発スケジュールについて説明いたします。

事業の期間は令和2年度より令和6年度の5年間でございます。令和2年度は、アプローチ道路及び本体工事の詳細設計と、それに係る用地買収、家屋補償となります。家屋補償につきましては、移転いただき最終的な取り壊しまでを含め、令和3年度までを見込んでございます。

工事は、令和3年度に先に東側のアプローチ道路から行う予定でございます。このアプローチ道路が本体工事の土の搬入路となります。標準工期8カ月をめどに令和3年度内の完成を目指します。令和4年度には本体の西側の第一工区に着手いたします。標準工期18カ月をめどに令和5年度秋の完成を目指します。

東側の第二工区は、第一工区完了めどがつきます令和5年度の夏ごろに着手いたしまして、同じく標準工期18カ月をめどに、令和6年度12月の完成を目指すところでございます。

続きまして、7番の企業誘致及び分譲時期でございますが、企業誘致については、事業開始に合わせて、用地買収や工事と同時進行で進めていくつもりでございます。国を初め、県や関係する財団法人等と連携をとり、情報を発信し、積極的に誘致に努めていきます。特に、可児市が誘致を進めたいと考える企業は、製造業でございます。これは可児市が製造業のまちであることや、豊田市から1時間圏内にあること、また製造業においては、雇用及び固定資産税が他の業種より期待できること等々が理由となってきます。

また、立地条件としましては、インターに近いということが流通業にとっても非常に魅力のあるところだということふうに考えておりますが、いずれにしましても、できるだけ早い段階で可児市にとって優良な企業を誘致し、最速で事業効果が出るように努めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（大平伸二君） 以上で説明は終わりました。

この件に関する質疑がある方は、挙手をお願いしたいと思います。

質疑はございますか。

○委員（山田喜弘君） 亜炭鉱の件はめどというか、どうですかね。

○企業誘致課長（高井美樹君） ちょっと本日は資料を用意していません。平成 30 年 9 月のときに少し御説明をさせていただいておりますけれども、まず亜炭鉱の件も、過去の国土交通省のボーリング結果であったり、それから岐阜県がやっておられるボーリング結果、それから平成 29 年に可児市が行いましたボーリング結果、全体の結果から、いわゆるよく新聞等で出ています陥没したという浅い部分の亜炭層については、この当該地域でいいますと、この調整池の付近から国道 21 号バイパスへ向かって、御嵩町の古屋敷のほうにずうっと広がっていると。しかし、該当地の辺でボーリングした結果、その浅い層は発見されておられません。浅い層は、大体 5 メーターから 15 メーターぐらいの浅い層なので、浅い層ですと陥没ということが起きているわけなんですけれども、該当地にはいわゆる浅い層、我々は第 2 層と申し上げていますが、それは発見されていないということです。大体地層というのは連続しているので、この専門家の知見を読んでもこの辺からずうっと広がっていると。先ほど申し上げたのは、少しこの調整池の付近に浅い層がある可能性があるというようなことになってはいますが、どうも該当地のほうへ行くと浅い第 2 層がないと。この辺からずうっと始まって御嵩町のほうに広がっている浅い層というようなことで、この辺は逆に言うと、ちょっと浅過ぎて掘っていないんじゃないかというように言われる方もございます。

あと、第 3 層という非常に深い層は、この中で東海環状自動車道の調査のときに、やはり 70 メーター近くの地層の中に亜炭層が発見されています。これについては大深度地下の公共の使用に関する特別措置法等、30 メーター以降については法律等でその上の層に影響を及ぼさないというような基準等もございます。

そういったことから、この第 3 層というのは、可児市のボーリングとしては 33 メーターまでしかやっていませんけれども、東海環状自動車道のボーリングのときには 70 メーターとか、その辺に第 3 層があるというようなことです。あと 1 点、可児市から東濃地域は非常に岩盤がかたい、強いところでして、専門家でいう N 値というボーリングしたときにかたい層に当たるのが、大体 N 値 50 という高速道路とか橋脚、そういったものでも N 値 30 ぐらいでオーケー以上のものが、もう 5 メーターぐらいのところでもうどこでも大体出ていたというようなことも含めますと、第 2 層の浅いところをある程度ないということが判断されたというようなことで、この事業を進めようという一つの基準にもなっております。以上です。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（板津博之君） 当該地域は本当に、イオンモールのころから地元の方が大変心配されておった部分で、今回こうやって工業団地ということでやられるということなので、ぜひ進めていていただきたいと思いますが、先ほどの説明の中で、現在 95%の方が賛成をされておると、一部条件つき承諾者という方が見えるということでしたけど、何世帯ぐらいあるかというのはわかりますでしょうか。

- 企業誘致課主幹（小池祐功君） 一部条件付きの賛成という項目につきましては、若干個人情報にかかわる部分なので明言できませんが、代替地の取り扱いというようところで2件ほどございます。
- 委員（板津博之君） その代替地も既に市としては決定済みというか、そういうことになっておるのでしょうか、現状は。
- 企業誘致課主幹（小池祐功君） その当てがついたという状況でございます。
- 委員（板津博之君） あと数値の確認なんですけど、最終的にこれは盛り土でやられるということで18万の単位ですけれども、立米数をもう一度教えていただけますか。
- 企業誘致課主幹（小池祐功君） 埋め立て土量は約18万立米となります。
- 委員（板津博之君） それは、リニアの搬出土をあてがうということでよかったですね。
- 企業誘致課主幹（小池祐功君） 現在のところ、東海環状自動車道付加車線のトンネル工事及びリニア中央新幹線の工事、その両方立てて検討、調整を進めているところでございます。
- 委員（板津博之君） あと、この資料1のレイアウト図というか地図を見ると、例えば工業用地の①の部分のうち御嵩町分が3,843平米、それから②のほうで3,841平米、御嵩町分があるんですけれども、これの取り扱いというのはどうなっていますでしょうか。
- 企業誘致課主幹（小池祐功君） この当該地のその開発エリアにつきましては、可児市とあと一部御嵩町の行政界をかんで、該当地、開発区域が決定しておりますので、そのうちの御嵩町エリアの部分ここに表示してあるというところでございます。
- 委員（板津博之君） これは御嵩町から買い取るという形になるんですかね。
- 企業誘致課主幹（小池祐功君） これにつきましては、御嵩町有地ではございません。行政界が御嵩町にあって、そこで個人所有地があるというところでございます。
- 委員（板津博之君） 埋蔵文化財の調査もされるということで、費用のほうは約3.9億円ということなんですけれども、これも調査費用というのはもうこれで決まっているものなのか、いざ例えば調査をしているんなものが出てきた場合に、もうちょっと増減するのかどうかというのはわかりますでしょうか。
- 企業誘致課長（高井美樹君） お答えいたします。
- まず、平成29年に試掘調査を、御嵩町を除く可児市分で50本試掘の穴を掘って、その結果、可児市分で2ヘクタールほどの包蔵地指定が県のほうでされたという面積でございます。それを他市の状況でいきますと、委託調査でやると大体平米4万円かかるという話なんです。そうすると、単純に8億円という数字になってしまっていました。それにプラス御嵩町の分があるということもありまして、当然とても見過ごせる数字ではないので、我々としてもまずどこをやるべきか、やらないべきかというのを精査してまいりました。精査して面積を、まずやらなくていいだろうというところを精査したりしています。
- あと、御嵩町の分についてもいろいろ県の方と協議をして、以降試掘をしていくわけなんですけれども、現時点では、この8億円がもう半分ほどになったという一番大きな理由につきましては、委託でその調査から出てきた破片の整理、洗ったりとか保存するという整理を

すると4万円ということなんですけど、これを市の文化財課の学芸員が直接陣頭指揮に立ち、臨時雇用の調査員でやれば半額程度で大体済むだろうと。今、最終の人工であったり機械の借り入れ当たりという数字を大体つかみつつありますけれども、おおむねマックスで、大体この本日お示した数字がマックスで行けるだろうと、これは御嵩町部分を含めまして、当然、まだいただいている今年度の予算等でも試掘の予算がございますので、さらに包蔵地指定されている面積を小さくする努力を今後以降もしながら、ここの支出をもっともっと抑える努力はしていきたいというふうに考えています。

あと、県のほうの方であったり、可児市の文化財の担当の言葉を言いますと、実はここのインターチェンジの下には柿田遺跡という住居跡が発見をされていて、県はここで相当な調査費をかけて調査したわけなんですけど、そのつながりがあるって試掘をやる必要があるということ平成29年に試掘をやったわけなんですけど、その調査報告を見ますと、住居跡はインターチェンジの辺にあって、該当地のほうは当時、この辺と比べると低い位置にあって、弥生時代の稲作がちょうど始まったところで、この辺の可児川が昔蛇行していた沿いに田んぼらしきものがあるって、その田んぼに水を通すための水みちですね、遺構といいますけれども、それがどうも存在しているというようなことから、ある程度包蔵地が指定されているわけなので、極端なことを言いますと、そこにその場を残さなくてはいけないようなものとか、そういったものはほぼ出土してこないであろうというようなことをアドバイスとしていただいております。

○委員（板津博之君）　じゃあ余り、分譲までのスキームがあるんですけど、それに影響するようなことはないということですよ。

○企業誘致課長（高井美樹君）　そのように考えております。

○委員（板津博之君）　るる質疑しましたけれども、また予算決算委員会で審査することになりますので余り細かいところはやめますが、いろいろ鋭意努力されているということのようですので、頑張ってくださいと申し上げて終わります。

○委員長（大平伸二君）　ほかに質疑は。

○委員（山根一男君）　先ほど残土の問題ですけれども、18万立米ということで、この処理の仕方とか、あるいは浄化するのとか、そういうのを含めると物すごくここが高額になる可能性もあると思いますし、その辺の農地に対する影響とか、今の時点ではまだそこまでわからないかもしれませんが、どう考えておられますでしょうか。

○企業誘致課主幹（小池祐功君）　基本的には搬入する土につきましては、搬入元でございます東海環状自動車道付加車線のトンネル工事、いわゆる国土交通省ですね、あとリニア中央新幹線におきましてはJR東海ということになります。どちらにおきましても、法的な基準に適合した健全土のみしか搬入しないというところでございます。

今後、いろいろな形で協議を進める中で、その搬出の相手、量、土質、スケジュール、手順等詳細に決定し、最終的には協定を締結して、そういった安全性等に関しまして万全を図っていききたいと、そんなふうに考えております。また、費用につきましては、あくまでも健

全土の搬入ということで、それを浄化したりするような費用は市のほうで持つ必要はないというふうに考えます。

○委員（山根一男君） そのあたり、非常に神経質な住民もいらっしゃると思いますのでよろしくお願ひしたいのと、もう一つ全体的なことですけど、46 億円ということで総事業費というふうに考えていいかと思うんですけども、それに対して売却した収入が 38 億円ということですね、その差額 8 億円が投資ということになると思うんですけど、もしこれを入居後に税金とかその他で換算した場合、どれぐらいの期間でこれをペイしていくという考え方になるんでしょうか、8 億円というのをどう捉えたらいいかということなんですけれども。

○企業誘致課長（高井美樹君） お答えいたします。

この部分、先ほど税増収と申し上げたところについては、やっぱり内部的にもその辺は精査してまいりました。ちょっと税金の話なので個別のお話はちょっとできませんけれども、やはり小池が先ほど申し上げましたとおり、製造業を中心としたものである程度算出していくと、大体 8 年から 10 年ぐらいでこの部分については回収が可能であろうと。これに、もう少し流通業を入れたりとか、そういったものを入れても 8 年、10 年、それぐらいで全体の固定資産税ですね、主に固定資産税と法人税を足しただけでも、大体それぐらいで何とか回収できるだろうと。これに、先ほど申し上げました雇用をされた方が可児市内に住む、それから消費する、そういったものの波及効果も含めると、やはり企業誘致というのは、非常に裾野が広く税金を期待できる分野だというふうに捉えて、この投資を将来に向けてやっていこうというものでございます。

○委員（山根一男君） わかりました。

もう一点、ちょっととても初歩的なことですけど、ここをこれから計画していくんですけど、本当に大体ですけど、何社ぐらいの企業に入ってもらおうというめどというか、ちょっと全く想像がつかないもので、めどで結構ですが、わかれば教えていただけますか。

○企業誘致課長（高井美樹君） 資料 1 の図面をごらんいただきますと、実は道路が、この黄色とピンクのところは中央幹線道路、可児ツテのところを入れてぐるっと回ってこういった形になってくるんです。そうすると、どうしてもこの道路によって区画が分かれていくということを考えますと、大きくいきますとまず図面の工場用地③の区画が 1 つ、それからその南側の調整池との間の工場用地④の区画と、もう一つは工場用地①と②というところでありますけれども、どうしてもこの①と②のエリアは細長いところになってしまいますので、そうすると、例えばこれで 1 つで買っていただけるような企業があれば、できる限りこの一帯で買っていただきたいというような考えであります。

残念ながら、この道路の形につきましては、やはり本当は我々もこの道路を端っこに持ってきたりとか、そんなような努力を考えたわけなんですけれども、ここにもう公共下水道、流域下水道の本管の太いのが地下 4 メーターから 6 メーターに埋まってしまっていて、この移設を県のほうにいろいろ打診してきましたけれども、この移設をすると当然億以上の金がかかる話と、期間的に計画変更するだけでも 5 年、6 年先、かかった上で動かせるかど

うかがわからないという御回答もあって、それを待っているよりはやろうというような判断でございまして、そうなると必然的にクランクしたこの道路が、もう分譲の区画の目安になってくるというところがございます。ただ、やはりこれでも1つ4ヘクタール以上ある区画でございまして、できる限り、まず最初は大きな区画で販売をしていくと、大きな面でいくと3社から4社というのがめどになってまいります。

○委員長（大平伸二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項2. 総合戦略についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（肥田光久君） 総合戦略につきましては、平成27年度から、今年度までの計画期間5年とした現行の総合戦略を策定いたしまして地方創生に取り組んできたところでございますが、今年度末をもって計画期間が終わるということで、次期の第2期の総合戦略策定について御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー3を用いまして説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

1つ目の策定に当たってでございますが、国は第1期総合戦略、これは今申し上げました平成27年度から令和元年度が今年度で計画期間を終えることから、6月に策定されましたまち・ひと・しごと創生基本方針2019において現行の総合戦略の成果と課題を検証し、それらを踏まえまして、地方創生のさらなる一層の充実・強化に取り組むため、第2期の総合戦略、これは令和2年度から令和6年度、この5年になりますけれども、この12月に策定すると国はしております。同時に地方においても国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取り組みをなさいということが求められております。

こうした状況の中、本市におきましても地方創生につながる取り組みを継続するため、12月、今月に示される国の次期の総合戦略を勘案し、本市としての次期、第2期の総合戦略を作成してまいります。

策定に当たりましては、可見市政経営計画の方向性を受けるとともに、策定する過程においては外部有識者等の多様な主体の参画が必要とされておりまして、一定期間の時間が必要になるということから、令和2年9月を目途に策定を進めていきたいというふうに考えております。スケジュールは後ほど説明をさせていただきます。

一方で、現在本市は地方創生交付金を受ける事業を実施しておりまして、交付金を受ける場合は、交付対象となる事業内容が総合戦略に位置づけられていることが要件となっております。現在の総合戦略と次期の総合戦略との間に切れ目が生じてはまずいものですから、切れ目が生じないように現在の総合戦略の計画期間、これは令和2年3月末なんですけれども、これを次期の総合戦略を策定する令和2年9月まで延長したいというふうに考えております。

それでは、2つ目でございますが、次期戦略の概要について簡単に触れさせていただきます。

まず、位置づけでございますが、これについては法にのっとりた形で国及び県の総合戦略を勘案するとともに、市政経営の指針となる可児市政経営計画に基づき地方創生に関する施策についてまとめたものになります。対象期間は令和2年度から6年度までの5年間ということになります。

それから、基本方針、基本目標でございます。これにつきましては現行戦略の基本方針と基本目標を基本的に継続すると、この枠組みを継続し、必要な内容等について追記をしていくことになると考えております。具体的な施策内容ですとか数値目標、K P Iについては、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

それから、3番でございます。策定体制でございますが、これは現行の総合戦略の策定時と同様に庁内の総合戦略推進委員会、それから外部有識者、市民等で組織しましたまち・ひと・しごと創生推進会議での評価、意見を踏まえて策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、裏面をごらんいただきたいと思います。

4番で、スケジュールを記載してございます。

まず、年が明けまして令和2年2月、この現行戦略の延長、それから次期戦略の概要について推進会議で議論いただき、3月の議会でまた報告をさせていただきたいというふうに考えております。その後、事務も進めまして総合戦略の素案を策定いたしまして、6月議会でお話をさせていただきたいと。その後広くパブリックコメントで意見を募りまして、8月のまち・ひと・しごと創生推進会議でパブリックコメントを受けた最終的な案を作成いたしまして、9月議会のほうで最終案についてお話をさせていただきまして、完成につなげていきたいというふうに考えております。

それから、5番目ですが人口ビジョンでございます。これにつきましては、現在、平成22年の国勢調査結果を受けて策定したものがございますけれども、今般総合戦略の改定に合わせまして、平成27年の国勢調査の結果を受けた内容での時点修正を行うように考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたしたいと思っております。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ここで休憩をとります。10時35分まで休憩とします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の皆様、御退席を願って結構です。お疲

れさまでした。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 33 分

○委員長（大平伸二君） それでは、会議を再開します。

協議事項について、議会報告会での意見の取り扱いについてを議題とします。

資料 4 を見ていただきたいと思います。

11 月 18 日に岐阜医療科学大学で開催した議会報告会で参加者から出された意見の中から、総務企画委員会で取り組むべき課題や調査、検討をしていくべき課題など御意見がありましたら伺いたいと思いますが、意見をいただく前に、副委員長から総務企画委員会所管の意見をいただいたまとめの報告をいただきたいと思います。副委員長、よろしくお願いします。

○副委員長（勝野正規君） お手元の資料 4 でございます。

この報告会での一言一句をほぼまとめた体言どめした文章がございますけれども、ここで所管として、主なものというのが観光交流推進事業で、地域住民と学生で情報交換会を定期的に企画して参加してもらうというようなことは望まれておられると。それから、地域経済の活性化について、やっぱり学生がふえてきて、現状そのとおりかと思っておりますけれども、やっぱりバイト先がないとかスーパーや飲み会ができるような場所がないよというようなこととか、意見、一番下段にあるように高齢化で自治会内の店舗、いわゆる団地内に 1 店舗、2 店舗あったものが今なくなっちゃったので、駅前にファミリーレストランなんかの誘致はどうかというようなことで経済の活性化につながるのではないかというような意見が出ております。一言一句は読んでいきませんが、その程度かと思っております。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。副委員長が取りまとめていただいた先般の議会報告会での市民意見でございました。

これを踏まえて、総務企画委員会として今後取り組むべき課題や調査、検討していくべき課題はどのようなものかということをご皆さんに御意見いただけたらありがたいです。

○副委員長（勝野正規君） 事業の進出とかについては注視していくことじゃないかと思っておりますけれども、いわゆる我々のほうでずうっとやっています、やっぱり地域経済の活性化のほうに出てきていますけれども空き家について、この辺の意見も出てきています。これは、継続的に注視していく必要があるかなあということかと思っております。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

今の現時点で取り組むべき課題というのは、今の空き家対策というのは継続課題で取り組んでいますし、あえてこの場でという意見がなければ、継続課題を含めて取り組んでいくという形でのよろしいかと思っておりますが、ほかに御意見があればお聞きしたいです。

○委員（山根一男君） 私は見ていて、どちらかという地元、西可児周辺の課題に近いところはありますけれども、あえて総務企画委員会でこれを課題にするような案件がこの中にはない。大きくいえば若い世代が少ないとか、そういうことはあるんですけれども、若い世

代からの意見だということを受けとめるということでもよろしいかと思えます。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それなら、そのようなことで進めさせて……。

○委員（板津博之君） 空き家ってうちの所管でしたっけ。いいんですけど、それはちょっといいとして、今回やってわかったことは、まだやっぱり学生が可児のことを知らないで、学生の意見から課題を抽出するというよりも、今後もこういう場を設けていくことで、まずはその学生と地域の方なり、議会がパイプ役となって連携がとれるようなことを、総務企画委員会のそれは所管部分ではないかもしれませんが。これは議会全体としての話になっていっちゃうんですけど、地域課題というものを、そういう中で学生に知ってもらって、例えば医療の部分での連携をとったりとか、介護とかいう部分に結びつけていけばいいのかなど。今回導入部なので、まずはその可児市を知ってもらおうというところからスタートかなという気がしますので、山根委員が言われたように、この中から具体的な継続課題につながるようなものはなかなか見出せないんですけども、一つまちづくりという大枠の部分で学生とのコミュニケーションを今後もとっていくというようなことでよかろうかなあと思えます。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

次に、今の板津委員の御意見の中でも、山根委員の御意見の中でもありましたが、あえてということがありますが、次に、皆さんに協議をしていただきたい今後の議会報告会のあり方のテーマについてということも議題に持っていますので、そこと関連する話ですので、今あえて調査すべきもの、それから課題というのじゃなくて、次のテーマも含めて進めたいと思いますので、お聞きおきください。

4-1の資料を見ていただきまして、今後の議会報告会について、開催についてということも先ほどの議題とリンクするところがありますので御検討を願いたいと思います。

広聴部会のほうですね。部会長より今後の開催の案という形で出ております。

今後、まずもって春と秋、議会報告会を開催する方向で行きましょうということで意見が出されました。その中で、今までのやり方と少し変えて、春を常任委員会でテーマを設定して対応する報告会にしたらどうか、秋は決算を中心とした全議員で報告会をしたらどうかという提案をいただいております。

そこで、今後の開催の手法について、総務企画委員会の中からの意見としてまとめていきたいと思えますので、各委員の御意見を伺いたいと思えます。意見のある方はよろしく願います。

○委員（山根一男君） まだどこでどうやるかというのが決まっていなみたいですのでわかりませんが、やはり総務企画委員会としましてはやっぱり一番主課題で、かつ住民にとっても課題の防災面の切り口で何かを1点設けるのが一番いいと思えますし、もう一点、もしここの岐阜医療科学大学ですぐやることはないと思うんですけど、もしあの地区でやるなら、地域の安全・安心みたいな、特に女性なんかに興味があるようなテーマを持っていくのもい

いかと、2案ありますけれども、どこでやるかによっても変わると思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

済みません、まず内容の問題の前に、今までどおり総務企画委員会として春の開催と秋の開催、これはこの前、広聴部会でお話がありました。それで春と秋の開催、よろしいですかね。まず最初に、年2回の開催について委員の御意見をお聞きしたいんですが、その方向でよろしいでしょうか。

一般の広聴部会の中でもお話があったんですが、年1回でもいいんじゃないかという意見もございましたんですけども、総務企画委員会のほうではどうですかということをお聞きしてくださいということですので、皆さんの御意見をいただきたいと思いますが。

一般の広聴部会の中で、私は今までどおり待ってみえる方も見えるので、まずもって春、来年度の春はやっていただいて、年2回というのは、また新たな委員会構成になる8月以降のこともあるんですけど、それからの話ではないかという話をして、春はやるべきじゃないかというお話をして終わっております。その上で総務企画委員会の委員の皆さんで、来年度は春、秋と両方やるほうがいいのか否かという御意見もいただきたいということでしたので、意見があればお伺いしたいと思います。

○委員（山根一男君） 私も傍聴していましたので流れはわかったんですけども、どういう取り組みであるかがまだ決まっていないと思います。もしここで諮るとしたら、春も秋も委員会絡みでやるのかなあというふうに受けとめてしまうんですけども、私の思いでは、春は通常どおりもう委員会関係なくやるとか、秋は委員会ごとにテーマを設けて、場合によっては1カ所で、多治見市の議会報告会をこの間見に行ったんですけども、同じ市役所の北庁舎というところで朝、昼、晩とテーマを変えて委員会ごとにやっていたんですね、1日だけね。そういう方法も含めまして、ちょっと趣向を春と秋は変えたほうが良いと思うんですけども、いずれにしても2回はやったほうが良いと思います。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

春、秋2回開催したほうが良いという御意見でよろしいかと思いますが、ほかに御意見あれば、副委員長いいですか。

〔「なし」の声あり〕

ありがとうございます。

まずもって、開催は春、秋と開催しましょうということで、総務企画委員会としてはそういう御意見をまとめたいと思います。それにより開催方法については、春、秋、テーマを持ってやっていくか、どちらを委員会ごとの常任委員会のテーマでやるかという手法について御議論いただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

意見もございませんようですが、まずもって春と秋はやっていきますが、先ほども提案がございましたように秋は決算がありますので決算報告して、今年度、僕もそう思ったんですけども決算報告をする議会報告会で、春は常任委員会ごとのテーマで対応しても、やり方

としては新たな取り組みかなあと考えていますが、皆さんいかがでしょうか。

○委員（板津博之君） 私も広聴部会に出ていましたのであれなんですけれども、基本的には委員長おっしゃられるとおり、一応、試行的に春は常任委員会でテーマを設定して対応ということで、秋は従前どおりの決算中心にということによろしいかと思います。以上です。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ほかに、山田委員、何か御意見いただきたいと思いますが。

○委員（山田喜弘君） 8月に委員会の交代はありますけれど、とりあえずこの春テーマごと、秋決算でやったらどうでしょうか。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

ただ常任委員会ごとというのは、常任委員の皆さん方に大変負担がかかると思うんですけれども、それとこのやり方によっては地域課題懇談会ということもリンクしてくるような話になりますので、とりあえずやってみるという形で春はそれで進めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

○委員（山根一男君） それでいいと思いますが、今ちょっと思いましたけど、春はちょっと早いかもしれませんが、1年間委員会をやってきて所管事項ってありますよね、主にね、所管事項っていっぱいというか、どんどん継ぎ足していくので、結果的には次の委員会に引き継ぎましたというところで終わっていることが多いと思うんですけれども、そういったことは、やはりもし春にやるのであれば委員会ごとにその報告も兼ねて所管事項についてで、かつそういうテーマを、意見を聞くという方向に持っていく手もあるかと思うので、一つのアイデアですけれども、一応それでいいかと思います。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それでは、まずもってテーマを設けるということに関しては、前年度から総務企画委員会に引き継いだ引き継ぎ事項等、今年度取り組む重要案件という形でテーマをつくってありますので、それを春の議会報告会でテーマにしたい、それで議会報告会を進めたいという形で、ちょっと今は重要取り組み事項というのはすぐ出せませんので申しわけない。それで報告したいと思いますが、皆さんよろしいですか。そんな方向で取り組んでいったらどうかという形でまとめていきたいと思いますが。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

では、そのようにまとめて広聴部会のほうへ報告させていただきますので、開催のときは大変お世話になりますが、総務企画委員会の方、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

続きまして、その他の事項ですが、委員会視察の件なんですけれども、前々から、委員会で視察場所を御提案いただきたいということなんですけど、いまだにまだどなたからも、どこどこへということがありませんのですが、ちょっと日程的なことがありまして、年明け、皆さんタイトで日程的に厳しいものがありまして、今のところ事務局の皆さんと日程調整の話をしておりまして、日にち的に多分皆さんが行ける日にちというのが、勝手にちょっと

と調べさせていただきましたが、1月30日、31日しか現状のところだとれないという状況でございまして、それでもって委員会視察を、それでも強行してやっていくのかということをお聞きしたいと思っておりますが、余りにもタイトな日程でございますので、ちょっと落ちついてからという意見か、その辺だけは皆さんの意見をお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○委員（山田喜弘君） 行けるものなら行ってきちんと視察して、それを議会に反映するという。

委員長のほうでは腹案というのはないんですか、あるからと思っただけで待っていた。そういうことなら、もうちょっと早く行きたいところを出したかったかなあとか思うんですけど。

○委員長（大平伸二君） 前々から、前回、前々回とお願ひしておったんですが、いつまでという視察の日程等を含めてというお話をしておったけど、なかなか出てこないものですから、その上でいろんな日程が入ってきていますので、きょう調べた中で1月30日、31日ぐらいしか日程的に難しいだろうということがわかりましたので、それで皆さんがその日でもということであれば、視察場所の提案をさせていただきながら進めようと思っただけで、皆さんの御都合をお聞きしたいと思っておりますが、副委員長は何かありますか。

○副委員長（勝野正規君） 特にありません。

○委員（山根一男君） 期間的には2月までは入らないですか。一回聞けば、皆さんに聞いてからのほうがよくないですか。個人的には30日、ちょっとした行きたい講習があるんですけど。

○委員長（大平伸二君） 2月初めというと高校生議会の件もありまして、打ち合わせ等々もありますので大変厳しいのかなあというところがありまして、本当は1月20日過ぎから2月の第1週ぐらいまではと思っただけですが、その前に1月しかどうしてもということがありまして、1月30日、31日で皆さんが行ければ視察場所を提案もさせていただきますが、日程がちょっと無理だということであれば、3月議会を済ませて落ちついたところで委員会視察を考えてもいいのかなあとも私は思っただけですが、その辺を含めて御検討願ひしたいと思います。

○委員（山田喜弘君） 済みません、その3月議会終わってというのは3月31日、年度内に行くということですか。

○委員長（大平伸二君） いや、年度内ということは考えておりません。大変年度内、年度初めと忙しいところもありますので、行事日程がありますので、あえて今年明けに行かなければいけないという問題なのかなあというところもありますが、確かに委員会として大事な視察ですので、委員会運営の中で反映していかないかと思っておりますので、早いほうがいいとは思いますが、来年の初めから所管でもある大河ドラマも始まり、いろんなことがまだこれから出てくると思っておりますので、日程的にいかなものかなあというのは、皆さんの体力があるんだったらどんどん進めますが、皆さんである程度御意見をいただきたい。

〔発言する者あり〕

ちょっと暫時休憩します。いろいろ御意見をまとめたいと思いますので、御意見を出してください。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 10 時 58 分

○委員長（大平伸二君） 休憩を解きまして再開します。

それでは、日程的に皆さんに休憩のときにもお話いただきまして、1月30日、31日、委員会視察、皆さん時間がとれるということでございますので、委員会視察を予定したいと思います。

視察場所のほうに入っていきたいと思いますが、何か御提案ございますか。所管部分でいいますと防災面等々にもなると思いますが、御意見があればお伺いしたいと思います。相手先のこともございますので、二、三出していただいて当たりたいと思います。

○副委員長（勝野正規君） 前、山田委員が一般質問されたやつで、ちょっと覚えていないんだけど、関西方面、防犯カメラ、監視カメラがちょっと忘れちゃったけれども、自販機につけておる云々というやつ。それとか、山根議員が提案されておったセーフティーシティー、あれも関西方面やなかったですかね。その辺と何とかやりくりすれば、1泊2日で最低2つの視察が組み込めればいいのかと思っているので、3つという厳しい条件じゃなくても近場だったら。

それか、今委員長の腹案がありますなら申し上げませんが、新たにプラスアルファで探さなならんとなると非常に厳しいものがあるので、それも視察の中の一つに入れられたら、予定の一つでいいかと思っております。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

今、関西方面で防犯カメラ、それから山根委員が言ってみえたセーフティーシティー、ちょっとそれも僕は資料を持っていませんので今は何とも、御提案をいただきましたので、私が前々から最初にお話ししてました提案は、ちょっと冬の寒い時期なんですけれども、福島県女川町というところが大変防災面でも取り組み方が、まちづくりと関連して興味のある場所ですので提案していますが、皆さん寒いのでだめやと言われればあれですが、提案させていただきます。

○委員（山田喜弘君） 暑い寒いはなしにして、委員会としてきちっと視察を行けるのならそれを視察して委員会活動に反映したほうがいいと思いますので、御提案いただいて、そっこの方面にあればまた考えますので、やっていただければというふうに思います。

○委員（板津博之君） 先方とのやっぱりすり合わせもあるので、候補地はテーマとか、今副委員長が言われたようなものとか、委員長の提案とか、時間もないので正・副委員長一任ということでいいんじゃないかなあとと思いますが、もしあればもう事務局に言うなり、ほかの委員の方で、ただそれも時間がないという中ですので、正・副委員長一任でいいかと思いません。

○委員長（大平伸二君） ありがとうございます。

それでは、視察先については相手方もございますので、正・副委員長と、それから事務局の方とちょっとお話をいただいて決定していきたいと思います。決定し次第、皆さんにメールなりで御連絡させていただきますので、それとほかにもし視察先があれば、事務局のほうへ言っただけであればいいかなあとしますのでよろしくをお願いします。

それなら、1月30日、31日で総務企画委員会の視察を行うということで取り組ませていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

大変長くなりましたが、以上で本日の案件は全て終わりました。

ほかに何かございましたら御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

意見もないようですので、これで総務企画委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 12 月 10 日

可児市総務企画委員会委員長